

## 指定健康保険組合制度における指定要件の改正

### 健康保険法施行令第 29 条（指定要件）

		現 行	改 正 案
共 通		「経常収支が赤字」の状態が継続する組合 であって、 次の各号のいずれかに該当するもの	①「経常収支が赤字」の状態が継続する組合 であって、 かつ、
財政窮迫組合	第 1 号	①財源率が 95%超、 かつ、 ②積立金の水準が 3 ヶ月未満 の状態が継続する組合	②財源率が 95%超の状態が継続し、 かつ ③積立金の水準が 3 ヶ月未満 の状態に至った組合
小規模組合	第 2 号	①被保険者数が設立認可基準未満 の状態が継続する組合	※「財政窮迫組合」及び「小規模組合」を一本化。

#### 【参考】具体的な指定要件（現行）

指定年度の前 3 ヶ年度の決算において、経常収支の赤字の状態が継続し、次のいずれかの事由に該当する組合

(1) 法定給付費等に要する保険料率（財源率）が 95%を超え、かつ、積立金の水準が当該法定給付費等の 3 ヶ月分相当未満の状態が 3 ヶ年間継続している組合

(2) 被保険者数が組合設立認可基準（単一組合：700 人、総合組合：3,000 人）未満の状態が 3 ヶ年間継続している組合

※ 法定給付費等に要する保険料率（財源率）とは、健康保険法に定められた給付、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び日雇拠出金を支払うために必要な保険料率。